

經濟論叢

第 127 卷 第 1 号

木原正雄教授記念號

献 辞	中 村 哲	
計画化理論と財政問題	池 上 惇	1
連合企業組織形態について	高 昇 孝	14
「自主管理型社会的所有」論の諸問題	長 砂 實	30
「生産の社会化」と社会主義的所有	芦 田 文 夫	49
「社会主義革命の退行可能性」 にかんするノート	上 島 武	69
中国経済管理制度改革の構想と試行	井 手 啓 二	87
現代資本主義の生産力構造	北 村 洋 基	106

木原正雄 教授 略歴・著作目録

昭和 56 年 1 月

京 都 大 学 経 済 学 会

「自主管理型社会的所有」論の諸問題

長 砂 實

I は し が き

「ユーゴスラビア型」社会主義経済が「ソ連型」社会主義経済から区別されるきわだった諸特徴は、(1) 生産手段の国家的所有にかわる「社会的所有」、(2) 経済の中央集権的な国家的管理にかわる分権的な労働者自主管理、(3) 指令的な国家計画化にかわる「社会計画化」、(4) 賃金・利潤形態での分配にかわる「所得」形態での分配、の4点に要約することができよう。ユーゴスラビアにおいては、これらの特徴は「ユーゴスラビア経済制度論」において体系的に考察されており、1970年代にはそのいくつかのヴァリエントが出版された。

本稿で検討しようとするのは、これらの労作の冒頭につねに位置している「社会的所有」論である。その代表的な議論は、「自主管理型社会的所有」論とよびうるイワン・マクシモービッチのものである[※]。

本稿の課題は、この「自主管理型社会的所有」論の概要の検討をつうじて、「ユーゴスラビア型」社会主義経済のもっとも主要な特徴が理論的にいかに把握されているか、を明らかにし、その問題点を指摘することである。

※ Ivan Maksimović (1924～) はベオグラード大学法学部教授で、ユーゴスラビアの代表的な経済学者の1人である。「社会的所有」を論じた彼の著作にはつぎのものがある。

- ① *Privredni sistem SFRJ*. Institut društvenih nauka, centar za ekonomska istraživanja, Beograd, 1973, str. 25～51.
- ② *Privredni sistem SFR Jugoslavije*, I. knjiga, Informator, Zagreb, 1973, str. 7～21, 155～189.
- ③ I. Maksimović, *Teorijske osnove društvene svojine, drugo iz-*

danje. Savremena administracija, 1975.

④ *Privredni sistem SFRJ*, Naučna knjiga, Beograd, 1977, str. 19～31.

⑤ *Marksizam i samoupravljanje*. Zavod za udžbenike i nastavna sredstva, Beograd, 1977, drugi tom, str. 57～73.

⑥ *Enciklopedija Samoupravljanja*. Savremena administracija i izdavački centar komunist, 1979, str. 487～492.

なお、マクシモービッチの労作の邦訳としては、「自主管理経済システム」（香川敏幸訳、岩田昌征編『経済体制論・第IV巻現代社会主義』、東洋経済新報社、1979年、所収）がある。

本論では主として文献④に依拠するが、必要に応じて他の文献も用いる。なお、⑤、⑥は内容的には④と殆んど同じであり、⑥が本格的な単独著作である。

II マルクス主義の古典における社会的所有

I. マクシモービッチ（以下ではI. M氏と略す）は、「自主管理型社会的所有」論を、マルクス主義の古典における社会的所有の概念内容を特徴づけることから始める。彼は、社会的所有はあらゆる経済的搾取の廃絶の基礎であること、社会的所有は共産主義社会構成体の第1段階（＝社会主義）から第2段階（＝共産主義）へと変化・発展すること、「社会主義型の社会的所有」は、「ブルジョアの権利型」の形式的平等という要素を残していること、社会的所有は私的所有の否定ではあるが個人的所有の確立を意味すること、などを指摘している（④ str. 19～20, ③ str. 40～55）。

I. M氏の古典理解はおおむね正確であるが、われわれは、ここでつぎの諸点を強調しておきたい。

第1点は、社会的所有と個人的所有との関係である。この点にかんしては周知の論争があるが、I. M氏はエンゲルスの見解に立っているように思われる。そのことは「（個人的労働にもとづくものかそれとも間接的な、集団的欲求の充足にもとづくものかにかかわりなく）発展する個人的所有」という表現にみ

られる(④ str. 20)。他方で、ユーゴスラビアでは、「社会的所有は同時に……労働者の『個人的所有』の形態でもある」とする見解も有力におこなわれている¹⁾。われわれは、このいずれの見解にも組みしない。再建・高次復活する「個人的所有」とは、われわれの見解では、社会的所有そのものに他ならない。なぜなら、個人的な私的所有に特徴的であった単一の人格における所有者の機能と直接生産者の機能との直接的結合が、社会的所有においては社会全体のレベルで実現されるからである²⁾。

第2点は、社会的所有の主体の問題にかかわる。マルクスによれば、社会的所有は「生産者たちの所有」であるが「個々別々の生産者」ではなく、全社会的規模での「結合生産者」の所有であり、その意味で「直接的社会的所有」である(『資本論』, 大月書店, 普及版, ④ 557 ページ)。つまり、社会的所有の主体は全人民あるいは全生産者である。この意味で社会的所有一般は本来、全人民的所有である。このことは、強調されねばならない。なぜなら、ユーゴスラビアでは、「社会的所有」の主体の問題を回避したり(I. M氏はそうではない)、「結合(=連合)生産者」の全人民的性格を故意に無視する傾向が強いかからである。後にもふれるように、「自主管理型社会的所有」といえども全人民的所有であるし、またそうでなければならない。

第3点は、社会主義的發展段階での社会的所有がうけとる国家所有的形態にかかわる。マルクス主義の古典によれば、資本主義的私的所有の否定として成立する社会的所有は国家的所有以外ではありえず、しかも過渡期だけでなく社会主義一般に国家が必然的である限りは、社会的所有の国家的所有形態は国家の死滅まで存続しつづける。すなわち、古典にあっては、国家的所有は社会主

1) Edvard Kardelj, *Protivrečnosti društvene svojine u savremenoj socijalističkoj praksi*. Drugo dopunjeno izdanje, Radnička štampa, Beograd, 1976, str. 48. 邦訳, 山崎洋・那美子訳『自主管理社会主義と非同盟』, 大月書店, 1978年, 58-65ページ。

2) 長砂實「社会的所有と『個人的所有』——マルクスの「否定の否定」をめぐる論争によせて——」, 『近代化の研究』Ⅲ, 関西大学経済・政治研究所, 1974年, 所収, を参照されたい。なお, 西村可明「いわゆる『個人的所有』についての一考察」, 『経済研究』第29巻第4号(1978. 10)も有益である。

義的發展段階の社会的所有の一般的形態である。このことも強調されねばならない。なぜなら、後に立ちかえるように、ユーゴスラビアの一般的論調においては、社会的所有の国家的形態の意義が不当に軽視されるからである（I. M氏は、この点でも、一般的見解とはやや異なる立場をとっている）。さらにまた、「自主管理型社会的所有」がもし理念的にも現実的にも国家的所有の克服であるとするならば、国家的所有形態に取って替る別の形態を積極的に規定せざるをえないにもかかわらず、単に国家的所有から「社会的所有」への転形が言われるにとどまっているからである。いうまでもなく、単に「社会的所有」では社会的所有のいかなる具体的形態も示しえない。さらにまた、I. M氏が用いる「自主管理型社会的所有」という表現は、この点で一定の積極面をもっているとはいえ、なお十分ではない。われわれの見解では、ユーゴスラビアでおこなわれている「社会的所有」は、全人民的・国家的所有との対比を明確にするために、「全人民的・連合労働組織的[・]所有」と規定すべきである。だが、この点にはまた立ち戻ることしよう。

いずれにせよ、ユーゴスラビアにおける「社会的所有」あるいは「自主管理型社会的所有」論は、所有一般および社会的所有一般にかんするマルクス主義の本質的な諸命題から足を踏みはずすことなしに、古典が不可避免的に有している演繹的諸規定の抽象的・一般的性格をのりこえ、しかも伝統的な「全人民的・国家的所有」論とは異なる新しい理論を展開すべき使命を負わされているのである。

III 社会的所有の1形態としての国家的所有

前節でみたように、マルクス主義の創始者たちの科学的予見は、資本主義から社会主義への過渡期および社会主義において、社会的所有が国家的所有の形態をとることは、殆んど自明のこととみなされていた。また、現実の社会主義建設の歴史もその予見の正しさを証明するものとなっている。ユーゴスラビアの社会主義建設も当初はその例外ではなかった。しかし、周知のように、ユー

ゴスラビアでは、1950年からの労働者自主管理の導入以来、それまでの国家的所有は「社会的所有」によって克服されるべきものとみなされ、現在では前者から後者への転形が基本的に完了している、とみなされている。したがって、このような立場から国家的所有にたいする理論的批判をおこなうことは避けられない。それはどのようなものであろうか。

I. M氏のこの問題についての見解を要約すれば、つぎのようである。①ソ連では当初はマルクス主義の創始者たちの科学的仮説の正しさが証明されたが、「国家的所有の性格がますます強くなる方向へ発展した（傍点—原文）」ことによって、「創始者たちが念頭においていたような社会的所有の理論モデル」から離れていった。②「この型の所有関係は理論的に国家と社会を同一視している」。③この国家的所有は三つの特質をもっている。1つは、所有主体が国家であり、それが「社会的利害の担い手」とみなされていること、2つは、「社会的生産物の分配における参加規準を国家が定め実行していること、3つは、欲求にもとづく分配の規準も国家機関が決定していること、である。④「国家的所有の社会性（društvenost）の性格と程度」についてさまざまな評価がおこなわれているが、その成熟と発展の程度は問題としうるとしても、「ソビエト型の生産諸関係」がそのような社会性をもっていることには「疑いの余地がない」。⑤結論として、国家的所有は社会主義の発展の初期に、とりわけ経済的に後進的な国において、社会主義的生産関係の建設に必要な、「社会主義的な社会的所有の初発的な歴史的形態」である。（④ str. 21~22, ③ str. 56~68）。

この論調は、国家的所有を「党・国家官僚的所有」と同一視したり、国家的所有から資本・賃労働関係の存在を導きだしたりする、しばしばユーゴスラビアの内外でおこなわれる、国家的所有にたいする論難とは区別される。しかし、I. M氏の見解にも大いに検討の余地がある。

第1に、ソ連などでの国家的所有の確立は肯定するが、その後のその発展がなお持続していることをマルクス主義の創始者たちの科学的予見から離れてき

所有主体として、社会的利害の担い手として行動するさいの内部編成である。所有主体としての国家はけっして平板な一枚板ではない。それは、分権化によって一連の多元的な諸主体となりうる、水平的な構成要素（連邦、共和国、州、地区、など）および垂直的な構成要素（国民経済、部門、合同、企業、など）によって構成されている。また、社会的利害の内部構造（社会全体、集団、個人の諸利害）は、国家的利害の内部構造の形成の基盤となる。したがって、国家的所有の評価の規準は、国家が排他的な唯一の所有主体、社会的利害の単一の担い手として存在・機能することの可否ではなくて、このような内部編成をもった1つのシステムとしてそれが正しく機能しているかどうか、という点にこそ求められねばならないのである。

つぎに、社会的生産物の労働に応じた分配と社会的欲求にもとづく分配にかんして国家が規準を作成しそれを実行する、という国家的所有の特質についていえば、ここでもそのこと自体の可否は問題とはなりえない。社会的所有のいかなる形態においても、分配にかんする社会的規準は必要である。重要な問題は、国家的所有のもとでこの国家的規準の作成と実行に「結合生産者」の意志がどれだけ正確に反映されているか、諸利害の調整に成功しているか、という点にある。

第4に、国家的所有がどの程度社会的所有の実質を有しているか、そして「自主管理型社会的所有」は国家的所有に比して社会的所有のより高度な形態であるか、という問題がある。I. M氏は、ユーゴスラビアの一般的論調とは異なって、現存の国家的所有の社会性を否定しないし、それ自身の発展の可能性を承認している。だが他方で彼は、「自主管理型社会的所有」が国家的所有よりも高度な社会的所有の形態である、とする一般的論調を支持している。このことに関連して、われわれは、つぎの諸点を問題としないわけにはいかない。

1つは、現存の国家的所有の社会性の成熟をどのように展望できるか、という問題、2つは、ユーゴスラビアだけの経験である、社会主義建設の初期における国家的所有から「自主管理型社会的所有」への形態転換をどう理解するか、

ている、とみなすのは正しくない。なぜなら、創始者たちはいわば「死滅しつつある国家的所有」の存在する歴史的期間をそれほど短いものとみなしていなかったからである。国家と同じく国家的所有もまさに諸条件の成熟によって「死滅」するのであって、人為的に廃止することはできない。われわれの見解では、現存する社会主義的な国家的所有は、むしろ未成熟を特徴としており、まだまだ成熟と改善の余地が大きい。その廃止は、あるいは別の形態の社会的所有への転形は、日程にのぼっていないしのぼりえない。必要なことは、政治・経済・社会の全分野で社会主義的民主主義を全面的に発展させることによって、国家的所有の内実を社会的所有にふさわしいものにいつそう成熟させることである。そのことこそが国家的所有の「死滅」の準備となるであろう。

第2に、国家的所有論では社会と国家とが同一視されている、という主張にも、にわかには賛成できない。そもそも社会と国家とは同一の概念ではなく、単純な同一視はありえない。国家は、社会から生れてしかも社会のうえに立つ政治的上部構造、権力機構である。国家的所有論において自明とみられているのは、社会主義的發展段階では社会的所有が不可避的に国家的所有の形態をとること、および、社会的所有の真の主体である全人民の利害を代表して、国家が単一の主体として行動すること、だけである。このことは、社会と国家との同一視を意味しない。現実の国家的所有および国家的所有論に問題があるとするれば、国家的所有がどれだけ社会的所有の実体をそなえているか、具体的には、主権者である国民が真に政治の主人公になりえているか、社会的所有の主体を構成する生産者人衆が生産の主人公にふさわしく経済管理にたずさわっているか、社会全体、集団および個人の諸利害の増進と調整に国家が成功しているか、といった、国家的所有の内部編成の実態とその理論的解明なのである。

第3に、国家的所有の特質なるものについてもコメントが必要である。

まず、国家的所有の特質の1つは、確かに国家が社会的所有の主体となり、社会的利害の担い手として行動する点にある。しかし、このことの指摘だけにとどまるなら単なる同義反復の域を出ない。この場合も、重要なのは、国家が

という問題、3つは、現存する社会的所有の2形態（この場合、協同組合的の所有形態は捨象している）——国家的所有と「自主管理型社会的所有」——の実質的差異はどの点にあり、共産主義的の所有への成熟・発展のどのように異なった2つの途であるか、という問題である。

これらの点についてここで詳論はできないが、つぎのことだけは指摘しておきたい。第1の問題については、今なお国家的所有が社会的所有の一般的形態である、という事実を重視せざるをえない。そして、その社会性すなわち社会的所有の実質のいっそうの成熟は、生活のすべての分野における社会主義的民主主義の発展によって促進されるのであり、長期的かつ大局的にみて現実はまだにその方向で発展している。「死滅しつつある国家的所有」の道は貫徹せざるをえない。第2の問題については、「自主管理型社会的所有」が今なお一国的経験にとどまっている、という事実を無視できない。ユーゴスラビアにおいて、国家的所有からそれへの転形は、きわめて例外的な客観的および主観的諸条件のもとで進行した。国家的所有自体の発展と可能性がまだ殆んど確かめられていない（少なくとも自国の経験からは）段階で、転形が開始された。しかし、国家は依然として存在しつづけているから、現段階の「自主管理型社会的所有」も国家的所有の諸要素から完全には解放されていない。「自主管理型社会的所有」が国家的所有にくらべて社会的所有のより高度な形態である、とする主張は、国際的経験からすれば、まだ十分な説得力をもっていない。「自主管理型社会的所有」自体の社会性、すなわち社会的所有としての実質についてなお検討の余地があるのである。第3の問題については、国家的所有と「自主管理型社会的所有」とを社会主義的な社会的所有（この場合は全人民的の所有）の2形態および共産主義的社会的所有への2つの途として承認することが重要である。しかし、それらは重要な独自性を有しており、相互に影響しあうことはあっても、一方の形態から他方の形態への移行は殆んど起りえない、と考えるべきであろう。いずれにせよ、国家的所有の存在意義を、後進国における社会主義的変革の初期に限定することは、理論的には説得力に欠け、現実にも合

わない。

IV 「自主管理型社会的所有」の諸特質

ユーゴスラビアにおける「社会的所有」論は、50～60年代は主として法学の分野で展開されたが、70年代に入ると経済学者たちによる研究も活発におこなわれる³⁾。この間、「社会的所有」にかんする憲法上の規定も変化・発展した(1953年、1963年、1974年)。I. M氏によれば(③ str. 68～77)、「社会的所有」にかんする経済学的考察の発展には、3つの方向あるいはアスペクトが区別される。第1の方向は、マルクス主義の創始者たちが社会的所有と国家的所有とを同一視したとして批判する立場である(たとえば、B. Horvat)。しかし、I. M氏が正当に反論しているように、創始者たちは「国家的所有の形態を社会的所有と同じものとはみなしていない(傍点一原文)」。第2の方向は、「社会的所有」を非所有的カテゴリーとみなす見解である(たとえば、D. Dragišić, A. Vacić, D. Marsenić)。しかし、I. M氏が正当に批判するように、このような見解は、「社会的所有」にあっては生産手段にたいする所有権は誰も有していない、とする法律学的アスペクト(たとえば1974年憲法第12条)にとらわれて、「社会的所有」を経済学的カテゴリーとして積極的に規定する道を閉ざすものである。ユーゴスラビアにおける「社会的所有」といっても、所有一般および社会的所有一般の1つの歴史的形態に他ならない。第3の方向は、ユーゴスラビアでの「社会的所有」の経済的内容をなす自主管理的生産諸関係における取得を積極的に論じる立場であるが、これにはさまざまな見解がある(たとえば、I. Černe, I. Lavrač, S. Popović, B. Bošković, V. Horvat)。I. M氏自身もこの立場に属する(③ str. 3)。

では、I. M氏は「自主管理型社会的所有」の諸特質をどの点に求めているであろうか。「自主管理的原則のうえに構築された生産諸関係の条件のもとで

3) 文献については、*Privredni sistem SFR Jugoslavije*, I. Knjiga, Informator-Zagreb, 1973, str. 273-281, *Privredni sistem SFRJ* Naučna Knjiga, Beograd, 1977, str. 605-638.

の社会的所有の内容および組織制度的形態は、3種類の要素に依存している」。1つは、マルクス主義にもとづく社会的意識、2つは、自主管理の原則にもとづく生産諸関係の発展、3つは、商品的、市場・計画制度の発展である（④ str. 22）。それぞれの要素をややくわしく検討しよう。

第1の要素、マルクス主義的社会的意識にかんしては、1. M氏によれば「自主管理は、マルクス主義の創始者たちが述べた社会的所有の本質的な特徴づけの1つをも修正するものではないが、国家的所有にたいする関係においては、社会的所有が実現され実際に再生産される生産関係と組織形態および方法を変える」（④ str. 22～23）。しかし、この点では議論の余地がある。われわれの見解では、ユーゴスラビアにおける自主管理は、マルクス主義の創始者たちの社会的所有にかんする重要な諸命題を実際に修正するものであり、あるいは、その一部の命題（たとえばバリ・コミュニケーションの評価に関連する）の一面的な過大評価である。創始者たちが社会的所有で念頭においていた重要な要素としては、その主体の全生産者の性格、経済発展の計画性、経済運営の中央集権的メカニズム、生産の直接に社会的な性格（非商品生産）、社会主義的発展段階に必然的な社会的所有の国家所有形態、などを数えることができるが、ユーゴスラビアにおける自主管理では、事実上の所有主体としての連合労働組織、経済発展・運営の市場的・分権的メカニズム、「社会主義的商品生産」、社会主義的発展段階ですでに本来的な存在ではないとみなされるべき社会的所有の国家的所有、といった諸要素が不可欠のものとされている。これが「修正」でなくてなんであろうか（いうまでもなく、ここで問題なのは「修正」の可否ではなく「修正」の有無である）。自主管理は、かなりの程度、独創的な「マルクス主義的な社会的意識」の産物なのである。

第2の要素、「自主管理の原則のうえでの生産諸関係の発展」については、I. M氏は、その特徴を、「直接生産者の機能」、「管理・経営者の機能」、「取得機能」——必要労働（生産物）だけでなく剰余労働（生産物）をも——、および「発展機能」（蓄積・拡大再生産）の「すべての経済機能」が、「1つに

「まとまった労働機能」になっている点に求めている(④ str. 23~24, 傍点一原文)。だが、この点でも議論の余地がある。まず、このような経済的諸機能の主体的統一性は社会的所有一般の生産関係に固有である。それらの機能は全労働者階級という単一の主体のなかで統一されている。したがって、私的・資本主義的所有のもとで管理から疎外されて被管理の立場にある賃労働者階級の場合とは本質的に異なって、社会的所有のもとでの労働者階級は管理の担い手であり、そこには広義の自主管理が存在している、といてよい。しかし同時に、このような諸機能の全社会的レベルでの主体的統一を前提とする広義の自主管理の実現は、実際には分業によって媒介される。社会主義的發展段階で精神労働と肉体労働の差異、「対立」の存在が避けられない限りは、それぞれの機能あるいはいくつかの機能が労働者階級内部の特定の階層によって担われる傾向が不可避である。とりわけ、管理・経営者の機能と直接生産者の機能との労働者階級の内部における主体的統一は、専門家の管理と労働者の自主管理(狭義の自主管理)との区別・「対立」となって現象せざるをえない。そして、これらのことは社会主義段階の社会的所有一般に固有な特徴である。だから、われわれの見解では、「自主管理型社会的所有」の特質は、諸機能の主体的統一そのものにあるのではない。その特質は、このような統一の実現がまず第一義的に連合労働組織のレベルで追求されている(選挙制による労働者評議会、その任期制とローテーション、一般投票と労働者集会による直接的意志決定、公募制によるディレクター選任、連合労働組織内部での自由な「所得」処分、など)⁴⁾点にある。そして、そこにおいても専門家の管理の要素は消滅していないし(テクノクラシーとの闘い)、国民経済全体のレベルでの諸機能の統一すなわちマクロの自主管理の実現にはまだ成功していないのである。

第3の要素、「経済運営制度、そのメカニズムと方法」にかんしては、I. M氏は問題を2つに分ける。1つは、「経済運営の商品的(市場・計画的)方

4) これらについては、「連合労働法」(Zakon o udruženom radu, 1976)が詳細に規定している。邦訳は、『世界政治資料』1978年3月上旬号~8月下旬号。

法」であり、2つは、「主体の多元性と制度的権能の二元性」である。I. M 氏によれば、「自主管理型社会的所有」においては、国家的所有のもとでの経済運営の中央集権的、計画的、行政的方法および制度とは異なって、市場・計画的原理にもとづく経済運営がなされる。連合労働基礎組織が商品生産者であって、それが消費する社会的諸手段は商品生産の諸法則の作用のもとにある。また、「『連合労働』だけが経済運営の基本的主体であり、したがって、いっしょにまとまった諸機能の担い手であり社会的所有の運用の枠内での権能の担い手である」が、「社会・政治共同体」がいわば「疑似主体」として有している権限と権能は無視できず、「社会計画化」とは、「一方における、商品生産者としての基本的な経済主体——連合労働基礎組織——、他方における、社会・政治共同体（ある特殊な疑似主体としての）」の諸機能が結合される経済運営のメカニズム・方法なのである（④ str. 24~25, 傍点—原文）。この点でも若干のコメントを要する。

まず、「経済運営の商品的（市場・計画的）方法」である。この用語に示されるように、ユーゴスラビアの自主管理においては、あらゆる社会主義的生産がなお有している「商品生産」的性格とそのことから生じる市場メカニズムの役割が重視されている。社会主義的生産がすでに有している規定的な性格——直接に社会的な生産——は事実上無視され、市場メカニズムと結合される計画メカニズムも殆んど実質的には機能していない。理論的にも実践的にも「社会主義的商品生産」論が支配的であり、「社会計画化」の役割もこのような商品生産の自由な展開が必然的にもたらす諸欠陥を事後的に除去するための用具に限定されている。その結果、実際のユーゴスラビア経済には、自然成長的な発展の産物である、失業の増大、インフレの高進、共和国経済間の不均等発展、所得格差の拡大、などの否定的現象がめだっている。したがって、「経済運営の商品的（市場・計画的）方法」は確かに自主管理経済の1つの特質ではあるが、国家的所有の社会主義経済にくらべてのその長所とは認めがたい。周知のように、社会主義経済の現在の発展段階・水準では、商品生産的性格と市場メ

カニズムの役割を軽視することは誤りであり、国家的所有の場合でも近年そのような誤りは是正されてきている。しかし、だからといって、ユーゴスラビアの自主管理におけるような商品生産的性格と市場メカニズムの役割の一面的な過大評価にもとづく経済運営制度を、国家的所有の場合にくらべてより進歩的なもの・高度なものとはみなしがたいのである。ちなみに、「自主管理型社会的所有」の経済運営制度の特徴が「商品的（市場・計画的）方法」に求めうるとすれば、国家的所有のそれは、「直接に社会的な（計画・市場的）方法」にある、といえるであろう。

I. M氏自身もこのような経済運営制度をけっして美化していない。彼は、「社会的所有の再生産と商品・自主管理的経済とのあいだにどのような現実的矛盾もない」とする見解を「所有についての自由主義的教義の1つのヴァリエント（傍点—原文）」と呼んでいるし、また、「自主管理的商品生産者たちのレベルでの社会的所有の私有化」あるいはグループ的所有化の承認を要求する見解を、「新サンデカリズムのおよび協同組合主義的イデオロギーの強力な影響」をうけたものとして批判している（③ str. 89~94, 132）。ただし、I. M氏による社会主義的生産の二重性および経済運営メカニズムの二重性の把握は、「発生論的なもの」と「目的論的なもの」との関連に帰着させてしまう弱点もっている（③ str. 95, 129~135）ことを指摘しておかねばならない。そしてこのことは、I. M氏がユーゴスラビアの他の多くの経済学者と同様に、「経済学消滅」論者である（たとえば、③ str. 27, 50~51）ことと関係があるように思われる。

つぎに、「主体の多元性と制度的権能の二元性」についてである。I. M氏がいう経済運営の「主体の多元性」は、「連合労働基礎諸組織が……基本的な（『基礎的な』——引用者）経済諸主体——商品諸生産者——である（傍点—引用者）」という側面と、社会・政治共同体——コミュニオン、都市・地域共同体、自治州、共和国、連邦——もまた、「疑似主体」ではあるが経済運営の事実上の主体である、という側面とを含んでいるように思われる。この場合、国

家的所有における経済運営主体の一元性との対比、他方では、「自主管理型社会的所有」の主体を事実上不問に付すかあるいはそれを連合労働基礎組織だけに還元しようとする傾向への反論、が念頭におかれている(③ str. 85~89)、とみてよい。そして、このような主張は、確かに「自主管理型社会的所有」の1特質を表現している。だから、われわれはさきに、所有主体を念頭において、「全人民的・連合労働組織的所有」とそれを呼ぶことができる、と述べておいた。問題はつぎの点にある。この場合の経済主体は連合労働基礎組織に限らず他のあらゆる形態の連合労働組織——労働共同体、労働組織、連合労働複合組織、自主管理利益共同体、など——がそうであり、しかもこれに「疑似諸主体」が加わるのであるから、つまり主体はまさに多元的であるから、これらの主体の内部編成が重大な意味をもってくる。これらの主体のなかで連合労働基礎組織が基礎的主体であることは理解されうるが、問題は、それを基礎とする諸主体間のどのような内部編成によって、社会的所有の実質の実現が保障されるか、ということである。われわれのみるところ、現在のユーゴスラビアにおいては、このような実質はまだ実現されていない。ミクロの経済諸主体における自主管理は、マクロの経済主体の自主管理を自動的に保障するものではないのである。後者の自主管理の実現のためには、前者の自主管理の在り方についていっそうの検討と改善が必要であるように思われる。

I. M氏が「社会・政治共同体の権限と権能の意義」および連合労働基礎組織の権能とそれとの二元性を強調するのは、多分、このことと関係がある。なぜなら、連合労働組織の権能だけでは社会・経済全体の運営は完成しないからである。そこには、好むと好まざるとにかかわらず、一定のヒエラルヒーと中央集権制が避けられない。そして、そのさい、国家の果す役割は依然として大きい。I. M氏自身、「国家の若下の機能は、『長期』にわたって自主管理の発展にとって必要なものとして残る」と述べている(③ str. 87)。

なお、国家的所有の場合、確かに所有主体は単一の国家であるが、具体的な経済管理のレベルでは、とりわけ1960年代経済改革以降、一定の「主体の多元

性」・「権能の二元性」的状况が現われている。合同（企業）の自主性の拡大、2環制（省——生産合同・企業）および3環制（省——工業合同——生産合同・企業）の管理制度がそれである。だが、国家的所有と「自主管理型社会的所有」とでは、諸主体および諸権能の内的編成はいちじるしく異なっている。

V 現段階の「自主管理型社会的所有」の諸限界

以上での考察は、「自主管理型社会的所有」のいわば「理論モデル」にかんするものであるが、ユーゴスラビアにおいてすでに30年の歴史⁵⁾を有する「自主管理型社会的所有」は、まだ完成には程遠い。それは、なお多くの限界をもっている。I. M氏は、現状賛美論の立場に墮することなく、現在の自主管理の物質的および組織的成長の程度が「社会的所有」の上記の原理や特質を完全には実現していないとして、つぎの諸点を指摘している。①人口1人当りの国民所得がなお小さい現生産力水準では、自主管理にもとづく社会的所有の順調な再生産が不十分にしかおこなわれない。②自主管理は、部門・分野・社会経済全体のレベルでは未発達である。③商品経済は寡占・独占などの不完全市場の要素をなおいちじるしく存在させ、部門および地域で単一の競争市場の原則が大きく損なわれており、労働にもとづく取得の原則の展開が制限されている。④自主管理的契約と呼応計画化とはまだ十分に調整されず、経済制度の全体と部分、ミクロのレベルとマクロのレベルにおける利害および優先順位が調整されていない。⑤連合労働基礎組織のレベルで内部的な不首尾があり、支配的な自主管理的勢力のほかに、テクノクラシー、ビューロクラシーの勢力もある程度の影響をもっている。⑥社会的所有のほかに、なお、私的所有もグループ的所有もある（④ str. 25）。

それぞれ重要な指摘である。だが、どうしても追加せざるを得ないのは、現段階の「自主管理型社会的所有」は雇用問題を解決していない、すなわち大量

5) 自主管理の歴史をしめす資料集としては、*Samoupravljanji u Jugoslaviji 1950-1976: dokumenti razvoja, Privredni pregled, Beograd, 1977*, が有益である。

の失業を解消していない、という限界である（I. M氏も「非自発的失業」にふれている—③ str. 120）。ここではこれらの点に立入ることはできない。これらの限界を、単に「自主管理型社会的所有」の現段階における未成熟の結果としてみるだけでなく、「自主管理型社会的所有」そのもののなかにそれらを生みだす一定の内因がある、とする観点が必要であることを指摘するにとどめよう。

VI 「自主管理型社会的所有」概念をめぐる諸論点

さきにふれることがあったように、「社会的所有」概念については、ユーゴスラビアでも依然として論争がおこなわれている。ここでは経済学者たちのあいだでの論争点を紹介し、ごく限られた検討を試みよう。

I. M氏によれば、「社会的所有の経済的本性の問題」にかんする論点は3つに大別される。第1の論点は、「経済運営の自主管理的諸関係にたいする社会的所有の関係および位置」である。この論点については、社会的所有を規定的とみる見解、逆に自主管理を規定的とみる見解、さらには、社会的所有は自主管理とは直接のかかわりをもたないとする見解が区別される。第2の論点は、「自主管理的経済運営の市場・計画的モデル」と関連する「社会的所有の経済的モデルの性格と内容」である。この論点には、「社会的所有」の主体、客体（対象）、および「経済的取得の内容」といったテーマが区別される。第3の論点は、「社会的所有の経済的再生産におよぼす動的、意識的な成長諸要因の影響」である。この論点には、自らの連合労働基礎組織の所得を最大限にしようとする勤労者の推進的動機の経済的本性の問題、および社会的諸手段の価格の問題が属する（④ str. 27~30. ③ str. 97~128）。

それぞれ興味をひく論点であるが、ここでの検討は、今までの論述で比較的ふれられなかった重要な問題をふくむ「経済的取得の内容」に限定する。

I. M氏が正当に強調するように、所有のあらゆる歴史的形態および内容は、ある型の取得を通して現われる。「社会的所有は厳格に労働とその成果……に

もとづいての取得(すなわち所得の実現)を意味する」(④ str. 29)。ところが、「自主管理型社会的所有」における取得問題の複雑さは、「労働にもとづく取得が経済運営の市場・計画的な方法という諸条件のもとで」おこなわれる点にある。その複雑さは、つぎの諸点に整理される(④ str. 29. ③ str. 117～126, 129～196)。

① 連合労働組織のレベルでの所得のうち、そのどれだけが連合労働者たちの労働の直接的成果とみなしうるか、そして、どれだけが連合労働組織間に、同一ではない経済運営上の諸条件、たとえば社会的諸手段の大きさの相異、さまざまな形態の独占(自然的、制度的、法制的、市場的、その他の要因による)の存在、に帰すべきなのか、を区別する問題。

② 所得の創出に各人が実際にどれだけ参加したかを評価するためには、その評価の基礎となる労働の諸側面——生産要因としての労働、価値尺度としての労働、管理的機能における労働、取得の『尺度』としての労働、『労働の尺度』としての労働生産力、など——が正確に規定されねばならない、という問題。

③ 所得の実現と分配がさまざまなレベル——連合労働基礎組織、労働組織のレベル、それに地域、共和国、連邦などの社会的レベル——でおこなわれる「取得レベル」の問題。

④ 取得原則が生きた、当面の労働だけでなく「過去労働」の貢献にも依存している、という問題。

⑤ 労働にもとづく取得原則のほかに、「連帯の原理、最低個人所得の原理」がある、という問題。

「経済的取得の内容」をなすこれらすべての問題は、自主管理に独得な「所得」分配制度⁶⁾にかかわる。そこで、この制度の若干の問題点を指摘することによって、コメントに替えることにしよう。

第1に、連合労働基礎組織は商品生産者として「総収入」を獲得し、それから物的費用と減価償却を控除することによって「所得」を得るが、この「所得」は商品生産者としての結合労働の成果に直接に依存しており、また、商品

6) 「連合労働法」(前出)を参照されたい。なお「所得」分配制度の図示としては、*Socijalističko samoupravljavanje u Jugoslaviji*. Radnička štampa, Beograd, 1978, str. 295 が明快である。さらに、M. ドルーロヴィチ著、高屋・山崎共訳『試練に立つ自主管理』、岩波現代選書、1980年、第6章。

生産者としておかれている、また自らが積極的に創出した客観的諸条件が有利であるか不利であるかにも大きく依存している。したがって、連合労働基礎組織間に、労働者1人当たりで計算した「所得」格差が発生することは避けられない。「自主管理型社会的所有」のもとでは、このような格差をともなった、商品生産者としての所得に応じた分配（取得）がすべてに先行する。

第2に、その「所得」の処分権はすべて連合労働基礎組織に属するが、その「所得」からはさらに一般・共同的必要のための拠出、協定・契約された負担金、全人民的防衛・社会的自衛のための拠出が控除されて、「純所得」が形成される。この過程で連合労働基礎組織は自らの社会的義務を果す。それは法令で決められているもの以外は、社会契約の形で納得づくでおこなわれる。不生産的部門の自主管理利益共同体などとのあいだでのいわゆる「労働の自由な交換」や、社会・政治共同体の財政的維持がなされる。連合労働基礎組織の側では、これらの拠出・負担金をミニマムにしようとするインセンティブが働いている。

第3に、このような「純所得」からさらに労働の物質的基盤拡大・発展のための資金、予備資金、および連合労働組織における共同消費が控除されて、「粗個人所得」が形成される。この過程で、連合労働基礎組織は要するに消費と蓄積にいか「純所得」を配分するかを決定する。これは自主管理協定によって規定される。ただし、現在の生産力水準のもとで、一般に消費への過大な配分がおこなわれる傾向がある（インフレーションの一因）。なお、連合労働基礎組織（および労働共同体）によって構成される労働組織および連合労働複合組織の共同消費の負担をめぐって、連合労働基礎組織間に利害の衝突が発生しうる。

第4に、このような「粗個人所得」から各種の分担金が控除され、最後に「純個人所得」が残る。労働に応じた分配がおこなわれるのは、この最終段階においてである。労働に応じた分配のフォンドとなる「粗個人所得」は上記の諸制約条件のもとで形成されている。異なった連合労働基礎組織に属する労働

者にとっての1人当りのその大きさは、すでに大きな格差をふくんでいる可能性がある。そのうえに、各人にとって分配の基礎となる「労働」にたいする評価は、全社会的規準によってなされるのではなく、自主管理協定によって定められる個々の連合労働基礎組織の内部の規準によっておこなわれる。その結果、自主管理的な意志決定の独得なメカニズムにも規定されて、「純個人所得」の形成にあたっては、一種の平均主義的な傾向が発生しやすい。つまり、本来、労働に応じた分配が予定している労働にたいする物質的刺激が有効に作用しない恐れがあるほどに内部格差が縮小することがありうるのである。

このように、「自主管理型社会的所有」における「経済的取得の内容」は、一連の重要な内的諸矛盾⁷⁾を蔵している。

VII あとがき

以上、われわれは、I. M氏の「自主管理型社会的所有」論を俎上にてのせて、ユーゴスラビアにおける独得な「社会的所有」概念を検討した。行論でしめしたように、「ユーゴスラビア型」社会主義経済のこのもっとも基本的な概念についても、まだまだ議論の余地があるし、ユーゴスラビア経済の現状を無条件に肯定することはできない。それは、理論的にも現実的にもなおはなはだ未完成な社会主義の1つのヴァリエーションに過ぎないのである。われわれの検討は、結果として、「社会的所有」に限らず、自主管理、「社会計画化」、「所得」分配などのアウトラインにもふれることになった。このことは偶然ではない。「社会的所有」の経済的内容の解明は、自主管理的生産諸関係の本質と形態、その運動メカニズムの考察なしには不可能だからである。したがって、われわれの今後の課題は、これらの考察をさらにすすめることである。

7) 「自主管理型社会的所有」の内的諸矛盾は興味のあるテーマであるが、ここではこれ以上言及できない。つぎの文献を見られたい。Privredni sistem SFR Jugoslavije, I. Knjiga, Informator-Zagreb, 1973, str. 20-21, 181-184. E. Kardelj, *ibid.*